



離婚給付契約公正証書

(財産分与)

第■条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う財産分与として、
下記自家用乗用自動車（以下、「本件自動車」という。）の
所有権を給付することとし、本件自動車について、財産分
与を原因とする所有権移転登録手続をする。登録手続に要
する費用は、Bの負担とする。

記

車両番号

種 別 普通

車 名 . . .

車台番号 ■ ■ ■ — ■ ■ ■ ■ ■ ■

型 式 ● ● ● ● — ● ● ● ● ●

2 Aは、前項の所有権移転登録手続に協力する。